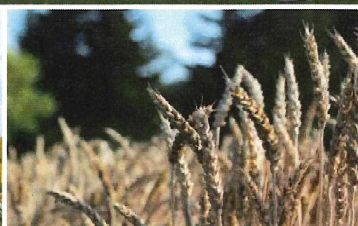
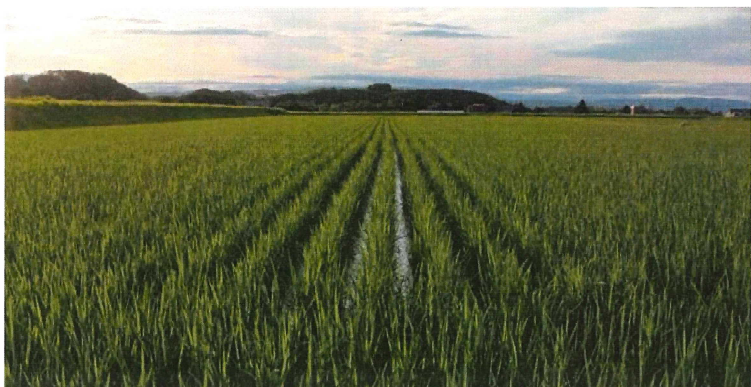
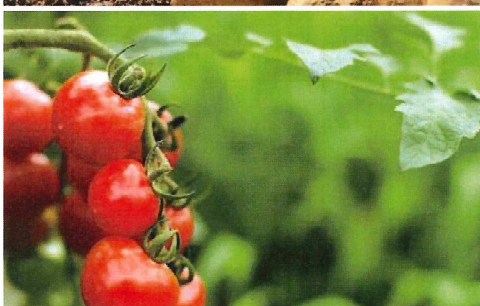
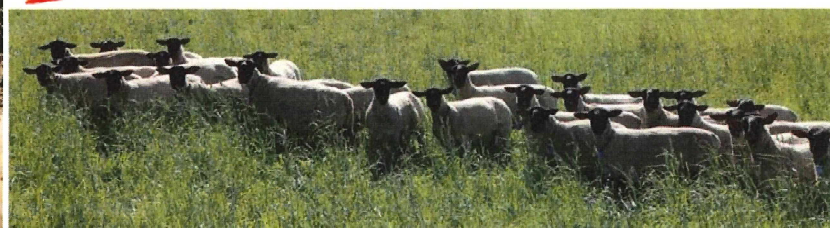


農業研修者(地域おこし協力隊・就農研修者)のご案内



北海道農業の魅力を
ぎゅっと凝縮～士別の農業～



士別市で生まれた新品種の茶大豆
『つくも4号』



士別市は**本気で農業を志す方を
全力でサポート**します

北海道 士別市

士別市が求める新規就農者の条件

農業という職業で成功するには、多大な努力と経営手腕、逆境にもめげない強い意志が必要です。「田舎暮らしのあこがれ」など、安易な理由では生計を立てることはできません。

また、新規就農は農家後継者とは異なり、「ゼロ」からのスタートとなります。初期における設備・機械への投資は相当な資金が必要となりますし、農業経営開始後、すぐに所得を確保できるとは限らないことから、一定程度、生活費に対する貯蓄も必要です。

士別市は、真剣に農業を目指している方を募集しています。

士別市における農業の特徴

士別市では、水田、畑作、野菜、酪農、畜産といった、北海道を代表する農畜産物のほとんどが生産されています。

また、多種多様なバランスのとれた農産物が生産される本市の農業は、北海道農業の縮図といえます。

【令和4年 士別市の作付状況】

作物名	作付面積(m ²)	主な作物・品種
主食用水稻	23,024,530	ゆめぴりか、ななつぼし、きらら397、風のもち
大豆	23,223,070	ユキホマレ
麦	22,236,010	きたほなみ、春よ恋
そば	7,933,850	キタワセソバ
甜菜	6,225,690	
地力増進作物	5,495,370	えん麦、カラシナ、クローバ
野菜	3,952,710	かぼちゃ、玉ねぎ、ブロッコリー
馬鈴薯(澁原除く)	1,406,570	男爵、とうや、トヨシロ、アンドーバー
小豆	918,880	しゅまり、エリモ
なたね	371,080	
飼料作物	42,004,610	牧草、デントコーン、子実用コーン

計 141,344,760

【令和4年度 農家戸数・人口】

耕種農家戸数 438戸

耕種農家人口 1,399人

畜産農家戸数 64戸

(乳用牛 38戸 / 肉用牛 13戸 / 豚 2戸 / 鶏 1戸 / サフオーク羊 6戸)

士別市での就農の流れ

士別市では、新たに農業を営もうとする方を対象に、就農前の就農体験ツアーを始め、国の制度である地域おこし協力隊や市独自の制度である就農研修者などを活用し、農業研修者として最長3年間任用する中で、営農知識や栽培技術を習得いただき、新規就農後についても支援を行っています。

受入の体制としては、士別市、JA 北ひびき、普及センター、各地区受入農家協議会で構成する「士別市担い手支援協議会」が相談から就農まで、親身になって、しっかりとサポートを行っています。

☑ Step_1 就農相談

あなたの思い描く就農の将来像について、お話を聞かせてください。
お問い合わせ先は、士別市農業振興課へ電話やメールなど、随時受け付けていますのでお気軽にご連絡ください。

【問 合 先】

連 絡 先 0165-26-7030 (直通)

ア ド レ ス noushinka@city.shibetsu.lg.jp

☑ Step_2 農業体験 (必須ではありません)

士別市では、本市の魅力や農業を知っていただくため、2泊3日の就農体験ツアーを実施しています。実際に「農業とはどういうものなのか」を体験することが出来る内容となっていますので、自分の想像している職業であるかを判断することが出来ます。

☑ Step_3 就農の意思決定

就農を決断するためには、本人の意欲や情熱、自己資金など様々な事を考える必要があります。

農業経営は、多くの場合、家族単位で行うこととなります。家族の同意と理解のもと、協力しながら経営を進めていくことが、非常に大事となります。

また、独自で新規就農となれば、預貯金を取り崩しながら生活費を捻出することが大半となりますので、一定程度の預貯金も求められます。

☑ Step_4 農業研修者の申込

就農を決断したら、まずは、農業研修者の受入機関である「士別市担い手支援協議会」へご連絡ください。(連絡先は、Step1 と同じです。)

連絡をいただいた後、1次選考で書類審査、2次選考で面接を行い、可否を決定します。大事なのが、「将来、何を作付したいなど、どうい
う農業をやっていきたいか」です。

✓ Step 5 研修開始

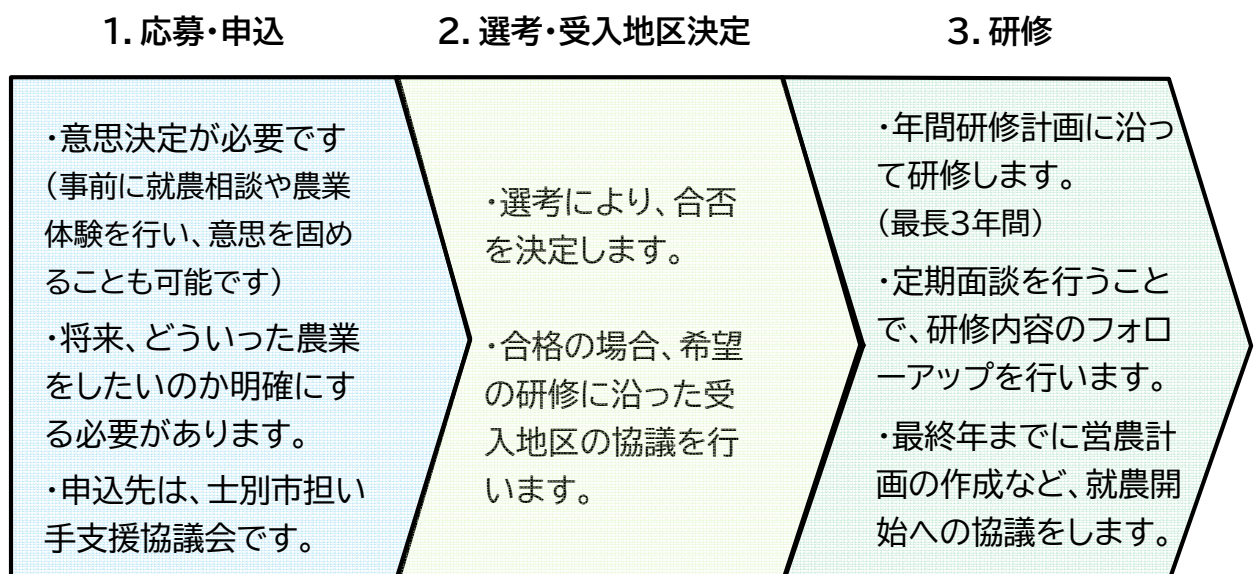
Step 4で合格した後、受入地区が決定し、最長3年間、営農知識や栽培技術を習得いただきます。期間中の生活費等は支援します。士別市では、受入農家と農業研修者に対して定期面談を行っています。面談の中で出た意見を今後の研修計画に一部反映させるなど、サポート体制も充実しています。

✓ Step 6 営農計画作成

研修期間の最終年にかけて、新規就農や雇用就農等の経営形態や設備・機械投資に関する事など、就農時に向けた営農計画の作成を行います。

✓ Step 7 営農開始

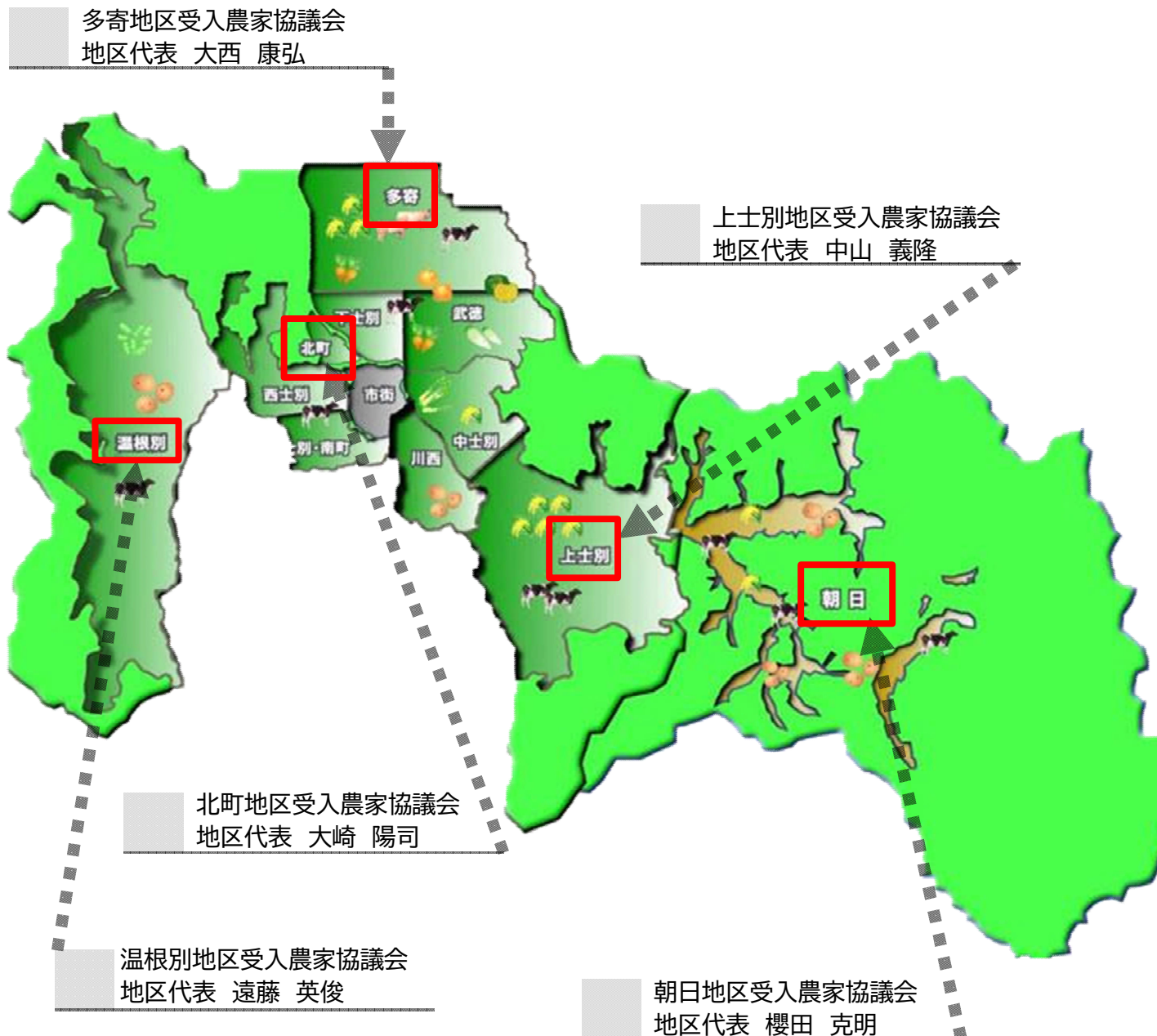
農業を始めると、栽培技術や資金面など様々な課題が生じます。士別市では、士別市担い手支援協議会が定期的に面談を行うことにより、新規就農後における不安解消など新規就農後のサポートもしています。



受入地区協議会の紹介

士別市では、広域な面積であることから、担い手の必要性について、各地区毎で協議をしていただき、担い手対策が必要と判断された場合は、地区の代表・農業委員・受入農家・サポートが可能な農家・地区の JA 北ひびきが中心となって、地区毎の受入農家協議会を設立することで、受入体制を構築しています。

令和5年4月1日現在、5地区で受入協議会が設立されており、農業研修生は2名(地域おこし協力隊)受け入れています。



農業研修者(地域おこし協力隊)の募集要項



応募要件

20歳から40歳までの農業に対して強い関心があり、研修終了後に士別市内での耕種農家就農を目指す方(地域要件など国の地域おこし協力隊制度に該当する方)
普通自動車運転免許、自家用車を確保できる方



研修期間・研修先

研修期間 最長で3年間
研 修 先 士別市担い手支援協議会における各受入地区の農家



研修内容

年間の研修計画に沿って研修します。
(定期的に面談を実施するなど、サポート体制が充実しています。)



勤務時間・休暇

勤務時間は、1日7時間30分(週5日勤務)
時間外については、受入農家との協議で超勤代を支給
休暇は、有給・夏季休暇・服喪休暇・感染症休暇など



報酬・手当 ※令和5年4月1日現在

報 酬 月額 200,000円
期末手当 6月支給 1.3 月分・12月支給1.3月分 (R5.3.31 時)
住宅手当 月額 50,000円以内 車の借上料 月額 15,000 円



福利厚生

共済組合(短期)・厚生年金・雇用保険・公務災害補償



その他

研修に必要な備品や消耗品等については、予算の範囲内で支給

※三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住し、農業研修生(地域おこし協力隊)として採用後、士別市に住民票を異動できる方が対象となります。

農業研修者(就農研修生)の募集要項



応募要件

20歳から40歳までの農業に対して強い関心があり、研修終了後に士別市内での耕種農家就農を目指す方で、常勤の雇用契約を結んでいない又は親元就農者以外の方



研修期間・研修先

研修期間 最長で3年間(農業経験がある方は最長で2年間)
研 修 先 士別市担い手支援協議会における各受入地区の農家



研修内容

年間の研修計画に沿って研修します。
(定期的に面談を実施するなど、サポート体制が充実しています)



研修時間・休暇

研修時間は、1月の半分以上の日数で、1月100時間以上
休暇は、職員として任用していないため、ありません



助成額

単 身 者 月額 100,000円
配 偶 者 有 月額 120,000円
※配偶者が賃金等を得ている場合は、単身者とみなします



福利厚生

研修に対する助成のため、なし



その他

研修に必要な資材等については、年間100,000円を限度に助成

※研修期間中、農業以外の職に就職した場合や、研修期間終了後1年以内に市内において就農しない場合など、助成額を返還していただくことがあります。

農業研修者を通じて就農した方の紹介

01 // 士別市内の法人に雇用就農



農業研修者の区分
地域おこし協力隊(2018.5~2021.4)

就農時年齢 39歳

研修内容
リーフレタス、いんげん、ブロッコリー、
スイートコーン、馬鈴薯など

02 // 農地を借入れ、新規就農

農業研修者の区分
就農研修者(2021.4~2021.10.)

就農時年齢 45歳

研修内容
甜菜、馬鈴薯、秋小麦、大豆、ブロッコリー

農地借入面積 20ha



農業研修者の区分
就農研修者(2022.4.~2022.10.)

就農時年齢 33歳

研修内容
水稻、ブロッコリー、南瓜、甜菜、大豆、秋小麦

農地借入面積 6.1ha

03 // 新規に合同会社を立ち上げ就農

農業研修者の区分
就農研修者(2020.4~2022.10)
(2021.4~2022.10)

就農時年齢 41歳・30歳

研修内容
トマト、かぼちゃ、にんにく

農業研修終了後
家族等と一緒に合同会社を新規に立ち上げ就農。



新規就農モデル ①

経営形態：畑作(麦、大豆、甜菜、馬鈴薯)

労働力：2人(共に45歳)

目標農業所得：5,931千円

目標年間労働時間：2,000時間

目標耕作面積：20ha

長期借入金として、17,000千円借入

(経営開始時の設備投資 12,000千円・その他営農経費 5,000千円)

(トラクター2台(100ps・70ps)、パワーハロー、ケンブリッジローラー、カルチベーター、スプリングハロー、ブレイクハロー、ロータリー、ブロキャス、リバーシブルプラウ、サブソイラー、スプレヤー等 ※機械は全て中古品)

			1年目	5年目
農業粗収入(A)			17,927	16,992
食用馬鈴薯	経営規模	a	228.7	200.0
	売上高	千円	4,498	3,934
大豆	経営規模	a	903.8	455.4
	売上高	千円	2,562	1,291
甜菜	経営規模	a	163.8	219.9
	売上高	千円	882	1,185
秋小麦	経営規模	a		400.0
	売上高	千円		660
経営所得安定対策(転作)		千円	9,856	9,793
その他(農業雑収入)		千円	129	129
農業経営費(B)			15,368	12,320
肥料・農薬費			2,585	2,950
種苗費			1,197	1,008
資材費			500	100
水道光熱費			326	326
農機具施設費			3,543	543
うち修繕費			500	500
うち減価償却費			3,043	43
出荷販売経費(販売・委託作業料)			3,336	3,619
その他(改良区負担金・施設利用料・支払地代等)			3,881	3,774
農業所得(C)((A)-(B))			2,559	4,672
農外所得(助成金)(D)			1,001	1,001
農家総所得(C)+(D)			3,560	5,673

※上記経費に、生活費(家計費)や長期借入金の返済費用などは計上していません。

新規就農モデル ②

経営形態：畑作+野菜(甜菜、大豆、ブロッコリー、かぼちゃ、小麦他)

労働力：1人(33歳)

目標農業所得：2,700千円

目標年間労働時間：1,800時間

目標耕作面積：6.1ha

長期借入金として、11,940千円借入

(経営開始時の設備投資 8,209千円・その他営農費 3,731千円)

(トラクター、ロータリー、アッパーロータリー、ビニールハウス

※その他、サブソイラー、プラウ、防除機、施肥機、プランター、灌水装置
については、共同利用)

			1年目	5年目
農業粗収入(A)			8,396	6,527
大豆	経営規模	a	208.3	194.0
	生産量	kg	4,026	3,750
	売上高	千円	585	545
甜菜	経営規模	a	152.8	138.5
	生産量	kg	84,952	77,002
	売上高	千円	884	801
ブロッコリー	経営規模	a	96.2	81.9
	生産量	kg	4,866	4,143
	売上高	千円	2,519	2,144
かぼちゃ	経営規模	a	72.1	57.8
	生産量	kg	7,079	5,675
	売上高	千円	803	644
秋小麦	経営規模	a		127.2
	生産量	kg		5,024
	売上高	千円		239
経営所得安定対策(転作)		千円	3,605	2,154
農業経営費(B)			6,198	6,120
肥料・農薬費			1,529	1,645
種苗費			460	387
資材費			150	75
水道光熱費			145	145
農機具施設費			1,100	1,100
うち修繕費			100	100
うち減価償却費			1,000	1,000
出荷販売経費(販売・委託作業料)			1,094	1,055
その他(改良区負担金・施設利用料・支払地代等)			1,720	1,713
農業所得(C)((A)-(B))			2,198	407
農外所得(助成金)(D)			2,570	1,070
農家総所得(C)+(D)			4,768	1,477

※上記経費に、生活費(家計費)や長期借入金の返済費用などは計上していません。

新規就農後の支援制度

農業者の定着を目的に、新規就農後においても様々な国や市の支援制度があります。

国の支援制度

経営開始資金

士別市が認定した49歳以下の新規就農者に対して、就農後最長3年間、年額最大150万円を補助。(夫婦型の場合は、年額最大225万円)

※前年所得による制限あり

経営発展支援事業

士別市が認定した49歳以下の新規就農者に対して、機械・設備等の導入経費の2分の1(道からも別に4分の1)を支援。事業費上限は500万円。

※取組計画に応じた事業採択となります

青年等就農資金

士別市が認定した45歳以下の新規就農者に対して、施設・機械等の経費や経営開始に伴って必要となる資材費などの経営費を対象に、最大3,700万円の無利子融資を受けることができる。(償還期間17年、うち5年据置)

市の支援制度

新規就農者等経営規模拡大支援補助

就農から5年以内の新規就農者等が農地の集積を行った場合、5年以上の契約に基づく農地賃借料に対して一部助成。(最長5年間で初回申請のみ)

※対象者によって助成率が変わります。

新規参入者経営安定化助成

就農から5年以内に農地の所有権を取得した場合、当該農地に関する固定資産税の2分の1を助成。(取得してから5年間以内で初回申請のみ)

※農業後継者以外の新規就農者が対象です。

農業研修会等助成

農業研修及び研修会等を実施又は参加する際に要する経費(交通費、宿泊費、受講料等)の2分の1を助成。(実施は2万円、参加は1万円が上限)

起業支援補助金

農業研修生(地域おこし協力隊)が、任期終了後1年以内に士別市内で新たに起業する場合、設備・備品等の経費に対して助成。(上限100万円)

【ご相談・お問い合わせ・応募先】

士別市役所 経済部 農業振興課 農政係
〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地
T E L 0165-26-7030(直通)
F A X 0165-22-2478
m a i l noushinka@city.shibetsu.lg.jp



メール送信先